

次の対象区域において、建築基準法第 86 条第 2 項の規定に基づく認定をしましたので、同条第 8 項の規定に基づき公告します。

また、その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 25 年 5 月 20 日

京都市長 門川 大作

## 1 認定事項

認定番号	認定年月日	対象区域
11 - 003	平成 25 年 5 月 9 日	京都市山科区竹鼻四丁野町 35 番 1 の一部 ,35 番 3 の一部

## 2 縦覧期間

京都市の休日を守る条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

（都市計画局建築指導部建築指導課）